

環境行政の概要

1. 塩竈市環境基本条例

平成12年6月22日条例第31号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条～第10条)

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策(第11条～第25条)

第4章 環境審議会(第26条～第33条)

附則

わたしたちのまち塩竈は、豊かな自然の恵みの中で、発達を続けてきた。

しかしながら、近年の飛躍的な社会経済活動の拡大やわたしたちの生活様式の変化などに伴い、環境への負荷が増加し、従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市、生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化してきている。

さらには、一人ひとりの日常の生活や都市の活動そのものが、直接、間接に地球規模で環境に影響を与えてきていることから、新たな対応が求められている。

いうまでもなく、わたしたちは、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有すると同時に、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に引き継いでいく使命を有している。

特に、わたしたちは、豊かな海の恵みの中で、先人のたゆまぬ努力により歴史や文化が築き上げられ、かつ、守られてきた恵沢によって日々の暮らしが支えられていること、並びにこれらをさらに発展させ、将来の世代に引き継いでいかなければならないという責任と義務を担っていることを忘れてはならない。

このような認識のもと、わたしたちは、市民、事業者及び行政のすべての者の協働によって、この塩竈が、人と自然が健全に共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市となることをめざし、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、海と歴史や文化が調和する塩竈の風土を永遠に継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産、並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、人類がその一部として存在し、活動している自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生できるような環境を実現すると共に、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるように、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境の復元力に限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。

4 地球環境の保全是、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において環境への負荷の低減を図ることにより、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、自然環境及び歴史的、文化的な所産並びにこれらの特性を活かした魅力ある都市空間の形成を図ることにより、より質の高い環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するとともに、地球環境の保全に貢献すること。
- (5) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が協働することのできる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
- (3) 環境の保全及び創造に関する行動の指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、塩竈市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮しなければならない。

(年次報告書)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(誘導的措置)

第13条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置を採るよう誘導するため、必要かつ適切な経済的支援その他の措置を講ずるように努めなければならない。

(水と緑の保全と創造)

第14条 市は、海その他の市の風土を象徴する水や緑が有する環境の保全上の機能を重視し、人と自然が触れ合う地域の形成を図るため、水や緑の保全及び創造並びにその推進に関し必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、市の風土にふさわしいより質の高い環境を創造するため、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(公共的施設の整備等)

第15条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の減量の推進等)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進しなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境教育の振興等)

第18条 市は、市民、事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びにこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に関し必要な措置を講じなければならない。

(市民等の自発的な活動の促進)

第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

第20条 市は、第18条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めなければならない。

(環境管理体制の整備の推進)

第21条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者がその事業活動を行うにあたり自主的に環境管理に関する体制の整備を推進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市民等の参加及び協力の促進)

第22条 第18条から前条までに定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民及び事業者の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の状況の把握等)

第23条 市は、監視、測定等により環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施しなければならない。

2 市は、前項の規定により把握した環境の状況を公表しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めなければならない。

(地球環境の保全の推進)

第25条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に貢献できる施策を積極的に推進しなければならない。

2 市は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するように努めなければならない。

第4章 環境審議会

(塩竈市環境審議会)

第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、塩竈市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組 織)

第27条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 塩竈市議会の議員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が適当と認めたる者

(任 期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第30条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部 会)

第31条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶 務)

第32条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委 任)

第33条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

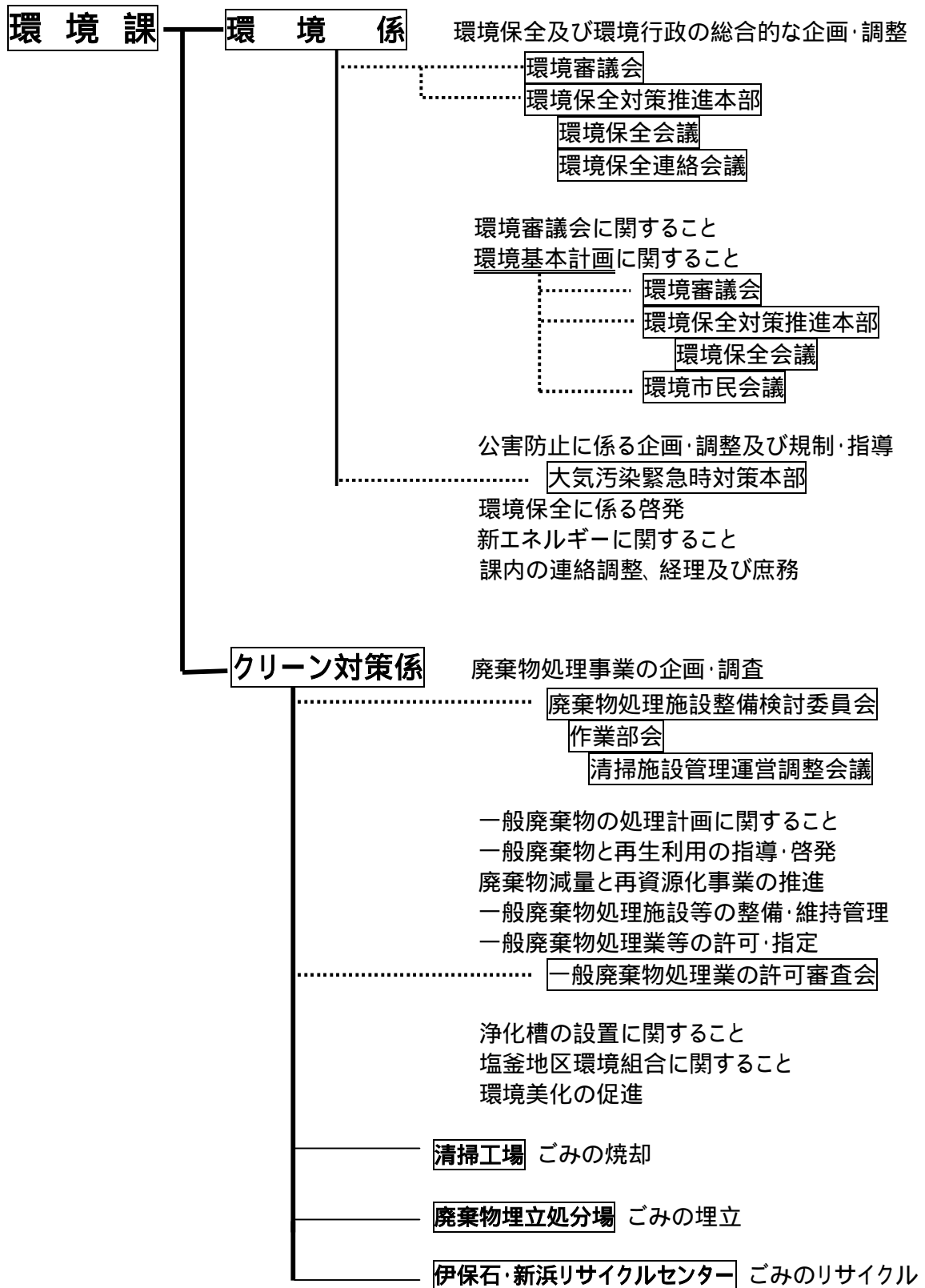
(塩竈市環境審議会条例の廃止)

2 塩竈市環境審議会条例(平成11年条例第14号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例により廃止する以前の塩竈市環境審議会条例による環境審議会委員は、この条例による塩竈市環境審議会の委員に発令されたものとみなす。この場合において委員の任期は、平成13年11月21日までとする。

2. 組織・機構



3. 塩竈市環境審議会

(会長・副会長・委員50音順・敬称略)

番号		氏名	所属・役職等
1	会長	長谷川 信夫	東北学院大学名誉教授
2	副会長	菊地 立	東北学院大学教養学部教授
3	委員	浅野 敏江	塩竈市議会議員
4	"	粟津 洋子	みやぎ生活協働組合監事
5	"	稲井 謙一	塩釜瓦斯株式会社代表取締役社長
6	"	小野 正行	塩釜市浅海漁業振興協議会副会長
7		加藤 慶教	塩釜商工会議所専務理事
8	"	佐藤 英治	塩竈市議会議員
9	"	津田 武彦	塩釜市水産振興協議会ブランド化委員会 作業部会長
10	"	鳥越 紘二	宮城県塩釜医師会副会長
11	"	馬場 正子	塩竈まちづくり研究所環境部会委員
12	"	我妻 キクエ	塩竈市婦人会副会長

(平成20年11月現在)

4. 塩竈市環境保全対策推進本部

(1) 塩竈市環境保全対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における環境の保全及び創造に関する主要な施策を決定し、その総合的推進を図るため、塩竈市環境保全対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境保全及び創造に関する総合的な計画の策定及び実施に関すること
- (2) その他環境保全及び創造に関し必要な事項に関すること

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、塩竈市庁議等に関する規程(昭和60年庁訓第14号)第5条第2号に規定する職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は推進本部の会議を招集し、その議長となる。

(塩竈市環境保全会議)

第6条 推進本部に塩竈市環境保全会議(以下「環境会議」という。)を置く。

- 2 環境会議は、推進本部に付議すべき事項並びに推進本部の所掌事項に関し関係部課の協力及び調整に関する事項について検討し、推進本部会議において決定された事項を処理する。
- 3 環境会議は、市民生活部長及び別表に掲げる職にある者及び市長が必要と認める者をもって組織する。
- 4 環境会議は、市民生活部長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 5 環境会議議長は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(塩竈市環境保全連絡会議)

第7条 推進本部の所掌事項についての調査研究及び推進本部会議において決定された事項を全庁的、総合的に推進を図るため、環境会議の下に塩竈市環境保全連絡会議(以下「環境連絡会議」という。)を置く。

2 環境連絡会議は、市民生活部環境課長及び各課(かい)庶務担当係長及び市長が必要と認める者をもって組織する。

3 環境連絡会議は、市民生活部環境課長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 推進本部、環境会議及び環境連絡会議に関する庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年8月3日から施行する。

(2) 塩竈市環境保全対策推進本部構成(平成20年4月1日現在)

役 職	職 名	
本 部 長	市 長	
副 本 部 長	副 市 長 / 教 育 長	
委 員	総 務 部 長	市 民 生 活 部 長
	健 康 福 祉 部 長	産 業 部 長
	建 設 部 長	市 立 病 院 事 務 部 長
	水 道 部 長	教 育 部 長
	政 策 調 整 監	危 機 管 理 監

(3) 塩竈市環境保全会議構成

部 会 名	職 名
議 長	市 民 生 活 部 長
構 成 員	
総 務 部	総 務 課 長 / 政 策 課 長 / 財 政 課 長
市 民 生 活 部	市 民 課 長 / 環 境 課 長
健 康 福 祉 部	社 会 福 祉 課 長
産 業 部	水 産 課 長
建 設 部	都 市 計 画 課 長
市 立 病 院 事 務 部	業 務 課 長
水 道 部	総 務 課 長
教 育 委 員 会	総 務 課 長

(4) 塩竈市環境保全連絡会議構成

部 課 名	職 名
議 長	環 境 課 長
構 成 員	
各 課	庶 務 担 当 係 長

5. 環境基準等一覧

(1) 大気汚染に係る環境基準

昭和48年5月8日環境庁告示第25号及び昭和53年7月11日環境庁告示第38号

区分	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境基準	1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の一日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3以下であること。	1時間値の一日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
長期的評価	一日平均値の2%除外値が0.04ppm以下	一日平均値の2%除外値が10ppm以下	一日平均値の2%除外値が0.1mg/m3以下	一日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppm以下のゾーン内又はそれ以下	
短期的評価	1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下。	1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	1時間値の一日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3以下		1時間値が0.06ppm以下

(備考)長期的評価にあつては、年間の測定時間が6,000時間未満の場合は評価の対象としない。

平成9年2月4日環境庁告示第4号

区分	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1年平均値が0.003mg/m3以下であること。	1年平均値が0.2mg/m3以下であること。	1年平均値が0.2mg/m3以下であること。	1年平均値が0.15mg/m3以下であること。

ジクロロメタンについては平成13年4月20日告示

(2) 水質汚濁に係る環境基準 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

生活環境の保全に関する環境基準

河川

区分 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌 群数
E	工業用水 3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/l以上	-

(備考)基準値は日間平均値とする(海域等もこれに準ずる)。

(注)自然環境保全:自然探勝等の環境保全

工業用水3級:特殊な浄水操作を行うもの

環境保全:日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

海 域

区分 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(BOD)	溶存酸 素量 (DO)	大腸菌 群 数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB 以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ ℓ以下	1,000MPN /100ml 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ ℓ以下	-	検出されないこと。
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ ℓ以下	-	-

(注) 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級: ポラ、ノリ等の水産生物用

環境保全: 日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(3) 地下水の水質の汚濁に係る環境基準等 (平成9年3月13日環境庁告示第10号)

区 分	基 準 値	区 分	基 準 値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと。	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	チラウム	0.006mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	ほう酸	1mg/ℓ以下

(備考)基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(4) 騒音に係る環境基準 (平成10年9月30日環境庁告示第64号)

地域の 類型	時 間 の 区 分		該 当 地 域
	昼 間	夜 間	
AA	50dB(A)以下	40dB(A)以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限 の委任に関する政令(昭和46年政令第15 9号)第2項の規定に基づき都道府県知事 が地域の区分ごとに指定する地域
A及びB	55dB(A)以下	45dB(A)以下	
C	60dB(A)以下	50dB(A)以下	

(注)1: AAをあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

2: Aをあてはめる地域は、専ら住宅の用に供される地域とする。

3: Bをあてはめる地域は、主として住宅の用に供される地域とする。

4: Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、道路に面する地域については次のとおりとする。

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB(A)以下	55dB(A)以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB(A)以下	60dB(A)以下

(備考) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために、必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

時間の区分		備考/個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。
昼間	夜間	
70dB(A)以下	65dB(A)以下	

(5) 航空機騒音に係る環境基準 (昭和48年12月27日環境庁告示第46号)

地域の類型	基準値 (単位:WECPNL)
	70以下
	75以下

(注) をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、 をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 以外の区域であって、通常の生活を保全する必要がある地域とする。

航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定、昭和51年12月28日宮城県告示第1

(6) 自動車騒音にかかる要請限度 (平成12年3月2日総理府令第15号 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令)
(単位:デシベル)

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
a 区域	1車線を有する道路に面する区域	65	55
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域	1車線を有する道路に面する区域	65	55
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	75	70
c 区域	1車線を有する道路に面する区域		
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域		

(備考) a 区域: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b 区域: 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

c 区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(7) ダイオキシン類に係る環境基準 (平成14年7月22日環境庁告示第46号)

大気汚染に係る環境基準	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	大気及び水質基準値は、年間平均値とする。
水質汚染に係る環境基準	1 pg-TEQ/l以下	水底の底質を除く
水底の底質汚染に係る環境基準	150 pg-TEQ/g以下	
土壌汚染に係る環境基準	1000 pg-TEQ/g以下	土壌調査指標: 250 pg-TEQ/g以上

6. 環境保全年表

西暦	年号	塩竈市	国及び宮城県
1966	昭和 41	松島湾が水質保全法による公共用水域の調査指定区域に指定	
1967	42	環境衛生課衛生公害係を設置	「公害対策基本法」公布
1968	43	騒音規制法地域指定	「大気汚染防止法」、「騒音規制法」公布
1969	44	水産加工団地操業開始、汚水の海中放流が問題化	
1970	45	「塩竈市公害対策協議会規則」施行 市役所3階屋上に県一般環境大気測定局「塩釜局」設置	「水質汚濁防止法」公布
1971	46	悪臭防止法地域指定 新町川が国より「河川E類型」に指定される 県公害防止条例の特別地域に指定 環境衛生課を衛生公害課と清掃管理課に、衛生公害係を衛生公害課の公害対策係と環境衛生係に組織変更 仙塩地域七自治体公害防止協議会を発足	「悪臭防止法」公布 県衛生部に公害対策局設置 「県公害防止条例」制定 環境庁発足 環境基準(水質汚濁、騒音)告示 大気汚染防止法による燃料中の
1972	47	松島湾等排水基準設定	いおう分規制
1973	48	仙台湾地域が国の公害防止計画地域に指定 東北初の光化学スモッグ注意報発令 中の島水路埋立事業着工(悪臭対策) 加瀬沼が県緑地環境保全地域に指定 市内13ヶ所で水準測量(地盤沈下調査)開始 地下水揚水量等実態調査(仙台平野地域)開始	「自然環境保全法」制定 「県自然環境保全条例」制定 環境基準(大気汚染、航空機騒音)告示 「オキシダントに係る緊急対策要綱」実施
1974	49		「県地盤沈下防止対策要綱」制定 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」制定
1975	50	振動規制法地域指定	工業用水法地下水採取規制地域指定 環境基準(新幹線騒音)告示 「県公害白書」(現・環境白書)発刊
1976	51		「振動規制法」公布 「公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱」制定 航空機騒音の環境基準地域類型指定告示 東北新幹線の環境基準の地域類型指定告示
1977	52		
1978	53	「塩竈市大気汚染緊急時対策規定」実施 新浜町三丁目地内に地盤沈下観測井を設置	「流域下水道設置条例」制定 二酸化窒素の新環境基準告示 宮城県沖地震
1979	54	市の一部37.2km ² が「県地盤沈下防止対策要綱」の規制地域に指定される。	
1982	57	中の島公園内に県自動車排出ガス測定局	県公害防止条例による深夜営業騒音規制の開始
1983	58	「塩釜自排局」を設置	
1984	59	部制施行、環境部門を衛生公害課から市民生活部生活環境課に組織変更。環境衛生係と公害対策係を統合し、環境公害係とする。	
1985	60	県スパイクタイヤ対策条例重点地域に指定 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」により、浦戸朴島の一部が松島飛行場周辺区域に指定	
1986	61		「県スパイクタイヤ対策条例」公布

西暦	年号	塩 竈 市	国及び宮城県
1990	平成 2		「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」公布 環境基準(土壌汚染)告示
1991	3		
1992	4	酸性雨、酸性雪の調査を開始	
1993	5		「環境基本法」公布 環境基準(水質汚濁)改正
1994	6		国の「環境基本計画」策定 水質汚濁防止法排水基準改正 「県環境審議会条例」制定 環境基準(土壌汚染)改正
1995	7	宮町川水路にてハゼ、ボラの多数斃死発生	「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行計画のための行動計画」閣議決定 「県公害防止条例」改正 「県環境基本条例」制定 「地盤沈下防止対策要綱」廃止 大気汚染防止法の改正に伴う有害大気汚染物質対策規程の設定 「県地球温暖化対策地域推進計画」策定
1996	8	環境、清掃部門を統合し、市民生活部環境課に組織変更。環境公害係を生活衛生係に係名変更	改正悪臭防止法施行 環境基準(大気)改正 「県フロン対策協議会」設立
1997	9		「改正大気汚染防止法」「改正水質汚濁防止法」「容器包装リサイクル法」施行 環境基準(地下水の水質汚濁)告示 「環境アセスメント(環境影響評価)法」「改正廃棄物処理法」制定
1998	10		「地球温暖化対策の推進に関する法律」1999年4月から施行 「県環境影響評価条例」制定 「県自動車交通公害防止計画」策定
1999	11	「環境率先実行マニュアル」を作成し、庁内において環境負荷削減の取り組みを開始 「塩竈市環境保全対策推進本部」設置 「塩竈市環境審議会条例」施行 「塩竈市環境審議会」設置 「本市の環境施策のあり方について」環境審議会に諮問	「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 環境影響評価法施行 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理改善の促進に関する法律(PRTR法)」制定 「仙台湾地域公害防止計画」期間延長(平成15年度まで)
2000	12	「本市の環境施策のあり方について」環境審議会より答申 「塩竈市環境基本条例」施行 「環境基本計画の策定について」環境審議会に諮問 「塩竈市市民環境懇話会」設置	廃棄物処理法改正 「循環型社会形成推進基本法」公布
2001	13	「塩竈市環境基本計画ワーキンググループ」設置	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」制定 「PRTR制度」施行 「家電リサイクル法」施行
2002	14	「環境基本計画基本方針」策定 生活衛生係を市民課に統合。環境係を環境総務係に、廃棄物対策係をクリーン対策係に係名変更 「環境基本計画の策定について」環境審議会より答申 「塩竈市環境基本計画」策定	「土壌汚染対策法」制定 「自動車リサイクル法」制定 「新エネルギー発電法」制定
2003	15	「塩竈市環境市民会議」設置	「自然再生推進法」施行 「土壌汚染対策法」施行 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」一部施行

西暦	年号	塩 竈 市	国及び宮城県
2004	平成 16	「しおがまエコ・オフィスプラン」開始 環境講演会(齋藤武雄東北大学教授)	ふるさと宮城の水循環保全条例 水道水質基準改正 大気汚染防止法改正(VOC排出規制等の追加)公布
2005	17	塩竈市環境審議会 第二小学校子供エコ・クラブ 第1回「星を観る会」開催 16年度「しおがまエコ・オフィスプラン」 集計・報告 環境パネル展 塩竈市環境審議会 環境講演会(齋藤武雄東北大学教授)	「京都議定書」発効 「特定外来生物規制法」施行 「廃棄物と清掃に関する法律の一部(省令)」 改正施行 アスベスト問題多発 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例
2006	18	第二小学校こどもエコ・クラブ 第2回「星を観る会」開催 「第1回宮城県自然エネルギー等・省エネルギー大賞」において 自然エネルギー等導入促進部門＝奨励賞 塩竈市「廃食用油から車を動かそう(バイオディーゼル燃料・BDFの利活用)」 省エネルギー促進部門＝大賞 塩釜まちづくり研究所環境部会「しおがま家庭の省エネ大作戦」 「宮城県産業廃棄物発生抑制等支援事業」における廃棄物資源循環型事業の指定を受け、市内民間企業が有機性廃棄物高速醗酵完熟分解処理装置により野菜くずを有機肥料に変える循環システムを開発 環境パネル展 みやぎ違反広告物除却サポーター制度に 5団体・115名加入し活動開始 塩釜市団地水産加工業協同組合で運営するBDF製造施設完成 タウンミーティング「しおがまの環境の未来」を伊保石公園にて開催 平成17年度「塩竈市環境基本計画」「しおがまエコ・オフィスプラン」を塩竈市環境審議会等で審議の上、10月広報に掲載 第二小学校こどもエコ・クラブ 浦戸諸島にて「海辺の観察会」を開催 防衛施設庁告示第12号により、松島飛行場に係る区域指定見直し実施 本市全域が指定外となる	第三次環境基本計画閣議決定 石綿被害者救済法公布 改正容器包装リサイクル法公布 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正 南極オゾンホール過去最大 「もったいない」精神、LOHAS流行 グリーン購入促進条例
2007	19	環境パネル展 第二小学校こどもエコ・クラブ 「見つけよう伊保石秋の宝物活動」 平成18年度「塩竈市環境基本計画」「しおがまエコ・オフィスプラン」を塩竈市環境審議会等で審議の上10月広報に掲載 平成18年度「しおがまエコ・オフィスプラン」にて市庁舎の温室効果ガス削減率-13.5% エコdeスマイルコンテストinみやぎにおいて宮城県知事賞を受賞 (バイオディーゼル燃料) ストップ温暖化一村一品全国大会においてバイオマス賞を受賞 (バイオディーゼル燃料) 環境講座「塩竈市の新エネルギーと省エネルギー」をマリンプラザにて開催	環境配慮契約法施行 バリ会議 (気候変動枠組条約第13回締約国会議)

西暦	年号	塩 竈 市	国及び宮城県
2008	平成 20	<p>環境パネル展 平成19年度「塩竈市環境基本計画」「しおがまエコ・オフィスプラン」を塩竈市環境審議会等で審議の上10月広報に掲載 食育講座「エコ野菜を知ってる会」</p>	洞爺湖サミット開催
2009	平成 21	<p>環境パネル展 平成20年度「塩竈市環境基本計画」「しおがまエコ・オフィスプラン」を塩竈市環境審議会等で審議の上10月広報に掲載 しおがまエコ・オフィスプラン第2次計画策定 食育講座「エコ野菜を知ってる会」 しおがまし環境講座「EM菌ってなんだろう？」 塩竈市のBDF事業が経済産業省選定の新エネ百選に選定される。</p>	

7. 廃棄物年表

西暦	年号	一般事項	ごみ関係	し尿関係
1941 1945	昭和 16 20	11 塩竈市市制施行	市内中心の塵芥収集を荷馬車で実施	
1946 1949	22 24	3 衛生課で廃棄物処理を担当 6 塩竈市営じんかい処理場条例公布	6 庚塚に塵芥焼却炉を設置(処理能力10t/日)収集生ごみの農地還元開始馬車1台につき使用料を10円徴収	
1950	25			
1954 1955	29 30	7 清掃法施行 9 清掃法施行規則公布 9 塩竈市清掃条例公布同条例施行規則施行	4 全市域計画処理区域に設定指定日収集(週1)を実施収集方法自動三輪車へ変更	し尿取扱料金18円10円
1960 1961	35 36	7 塩竈市簡易塵芥焼却場の設置並びに管理に関する条例公布	4 生ごみの農地還元を廃止 7 市内数ヶ所(上の原、後楽等)に簡易塵芥焼却場を設置。地区ごと衛生組合管理	10 し尿取扱料金 18円12円 10 伊保石し尿処理場着工
1963	38		5 花立33番(通称大堤)で埋立開始(従来は、利府町野中及び春日硯石等に埋立)	10 し尿処理場竣工(処理能力54kl/日)
1964	39		3 越の裏(1,088坪)に埋立開始(\$49/6まで)	11 し尿処理場使用料180円30円(\$41まで)
1965	40		3 伊保石塵芥焼却場着工	3 し尿収集運搬業4社を許可 11 し尿取扱料金 18円18円
1966	41		1 伊保石塵芥焼却場竣工(処理能力30t/日)収集用バックマスター導入	
1967	42	7 衛生課を環境衛生課に課名変更 9 新町川の汚れが著しいことから、付近の衛生組合を通じた市民清掃運動が始まる		9 し尿浄化槽清掃業を2社に許可 12
1968	43			4 し尿浄化槽清掃業の許可を9社追加
1969 1971	44 46	7 環境衛生課を清掃管理課と衛生公害課に組織変更、清掃管理課を管理係、清掃第1及び第2係の3係体制とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行		1 し尿取扱料金 18円23円 3 し尿取扱料金 18円29円
1972	47		4 浦戸地区各島にドラム缶改造型簡易焼却炉設置	10 し尿処理場増設工事着工
1973	48		2 可燃ごみは紙袋、不燃ごみはビニール袋に区分した収集方法実施	
1974	49	4 市民清掃日を4月から10月までの第2日曜日に実施塩竈市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 6 塩竈市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則施行	計画収集開始(週2指定日収集、月1粗大ごみ収集) 7 庚塚で暫定埋立を開始(\$49/12まで) 7 事業者等による自己搬入の有料化 焼却処分 100kg 100円 埋立処分 200kg 150円 犬猫等死体処分手数料を1頭につき100円徴収	2 し尿処理場増設工事竣工(処理能力5475kl/日変更) 7 し尿収集運搬処理手数料18円40円 し尿浄化槽汚泥処理手数料900円500円 7 市内10地区に分割し計画汲取の開始
1975	50		9 清掃工場(杉の入裏)着工 11 中倉埋立処分場着工 1 清水沢で暫定埋立を開始(\$50/6まで) 4 桂島、石浜地区簡易焼却炉設置	

西暦	年号	一般事項	ごみ関係	し尿関係
1976	昭和 51		7 中倉埋立処分場で暫定埋立開始。不燃物収集を一部委託 11 建設中の清掃工場を試運転開始 12 伊保石塵芥焼却場を閉鎖 一般廃棄物処理業(ごみ収集運搬)を3社に許可 中倉埋立処分場竣工 4 市全域(本土)の不燃物収集委託 5 清掃工場竣工 (処理能力90t/日) 浦戸地区不燃物の本土収集運搬開始	4 し尿収集運搬処理手数料 18円 52円 市助成金2円
1977	52	3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正	4 野々島及び寒風沢地区簡易焼却炉設置 5 可燃物収集一部委託 (全体の12.5%) 6 一般廃棄物処理業(ごみ収集運搬)の許可を1社追加	
1978	53	6 6月12日宮城県沖地震発生(清掃工場被害を受ける)	4 手数料改正 焼却処分 100kg 200円 埋立処分 200kg 300円 6 宮城県沖地震により焼却炉が崩壊した宮城東部衛生処理組合の可燃ごみ受入 (55/3/31迄) 12 朴島地区簡易焼却炉設置	4 し尿収集運搬処理手数料 18円 62円 6 仙塩流域終末処理場運転開始 公共下水道水洗化への切り替え開始 11 浄化槽汚泥処理施設着工
1979	54			3 浄化槽汚泥処理施設竣工 (処理能力30kl/日) 10 計画汲取を自由汲取へ変更
1980	55	5 全国都市清掃会議東北地区協議会を本市で開催 (5/7 - 5/8)	1 宮城東部衛生処理組合と可燃ごみ焼却処理の相互援助協定締結 4 手数料改正 焼却処分 100kg 400円 埋立処分 200kg 500円 収集区域の変更 可燃物収集委託拡大 (全体の25%)	4 し尿収集運搬処理手数料 18円 95円 し尿浄化槽汚泥処理手数料 900円 250円
1981	56			7 し尿処理場前処理設備工事
1982	57	4 市民清掃日を4、7、10月の第2日曜日に実施		8 し尿収集運搬処理手数料 18円 110円
1983	58		12 一般廃棄物処理業(ごみ収集運搬)の許可を1社追加	
1984	59		新中倉埋立処分場建設 予定地決定 新中倉埋立処分場建設予定地の環境アセスメント等調査	浦戸地区でコンポストトイレ テスト実施(10基)
1985	60	11 部制施行、市民生活部清掃管理課とする。業務係を1係に統合し2係体制とする		
1986	61	8 台風10号による8.5水害発生 災害廃棄物処理事業の実施		浦戸地区コンポストトイレ設置5ヶ年計画実施(S61~H1)
1987	62		清掃工場煙突上部補修工事	し尿処理場規模縮小改造工事(75 54kl/日)
1988	63		清掃工場基幹的施設改造 工事(煙突、クレーン等) 新中倉埋立処分場第1期分竣工	し尿処理場処理水の公共 下水道接続工事
1989	元	4 消費税導入	4 手数料改正 焼却処分 100kg 500円 埋立処分 200kg 700円	し尿収集運搬処理手数料 18円 113円 10 し尿浄化槽汚泥処理手数料 900円 1000円 し尿汲取手数料を条例削除

西暦	年号	一般事項	ごみ関係	し尿関係
1990	平成 2	9 9/20(台風19号)、10/26及び11/4(低気圧災害)と3連続の水害発生 災害廃棄物処理事業の実施	10 再資源化対策事業開始(8町内会をモデル実施) 再資源化対策事業実施区域を拡大(29追加、37町内会で実施)	合併浄化槽補助事業を開始 し尿収集運搬処理手数料 18円 142円
1991	3	10 再生資源の利用の促進に関する法律施行	4 再資源化対策事業実施区域を拡大(39追加、76町内会で実施)	
1992	4	7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正	4 塩竈市指定ごみ袋使用の試行開始 10 塩竈市指定ごみ袋使用を完全実施 11 再資源化対策事業実施区域を拡大(39追加、115町内会で実施)	
1993	5		4 収集運搬業務の直営部門廃止し、全面委託 4 収集区域変更 4 再資源化対策事業完全実施(離島除く150町内会)	10 し尿収集運搬処理手数料 18円 173円
1994	6	9 9/22低気圧による水害発生 災害廃棄物処理事業の実施	4 新中倉埋立処分場第2期分調査開始 11 塩竈市一般廃棄物処理基本計画改定	3 寒風沢漁港漁業集落環境整備事業下水管路工事着工 4 浄化槽汚泥処理施設の脱水汚泥を清掃工場で焼却処理
1995	7	6 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律発布	2 河川工事に伴い、再資源化分別作業場改修工事 4 中倉次期埋立処分場施設整備に係る協定書締結(塩竈市漁業協同組合、塩竈市第一漁業協同組合、利府町須賀町内会、利府町)	
1996	8	4 清掃管理課を環境課に組織変更、生活衛生を加え環境部門を一本化 環境係、廃棄物対策係、生活衛生係の3係体制とする	9 塩竈市分別収集計画策定 11 新中倉埋立処分場第2期分竣工	3 二市三町し尿広域化覚書締結 4 し尿収集運搬処理手数料 18円 200円 9 塩釜地区環境組合し尿処理施設整備に係る協定書締結(吉津、千賀の台、須賀町内会) 10 生活排水処理基本計画改定 12 寒風沢漁港漁業集落環境整備事業排水処理施設着工
1997	9	1 厚生省、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン策定		3 塩釜地区環境組合設立 8 塩釜地区環境センター着工
1998	10	3 塩竈市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正 12 廃掃法ダイオキシン規制暫定基準値80ナノグラム	4 ペットボトルの資源物回収開始 4 資源物収集区域変更 9 浦戸各地区簡易焼却炉を廃止し、本土収集運搬開始(可燃物週2指定日収集、プラスチック系不燃物月1収集)	2 寒風沢漁港漁業集落環境整備事業排水処理施設竣工
1999	11	3 宮城県ごみ処理広域化計画策定	3 浦戸各地区簡易焼却炉撤去	3 塩釜地区環境センター竣工(4月より供用開始)
2000	12	6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正		
2001	13	4 家電リサイクル法施行 5 食品リサイクル法施行 6 フロン回収・破壊法施行 PCB特別措置法施行	3 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定 7 新浜リサイクルセンター竣工(プラスチック製容器包装の回収開始) 収集体制変更(収集ブロックを5ブロックに統一)可燃物の土曜収集・不燃物の隔週収集の開始	

西暦	年号	一般事項	ごみ関係	し尿関係
2001	平成 13		12 清掃工場排ガス高度処理施設等整備工事着手	
2002	14		11 清掃工場排ガス高度処理施設等整備工事竣工	4 し尿収集運搬処理手数料 18%増 230円
2003	15	5 5/26 三陸南地震発生 7 7/26 宮城県北部連続地震発生	8 南郷町の宮城県北部連続地震の災害ごみを受入 (9/18迄 524,380 kg)	
		10 パソコンリサイクル制度開始	10 河南町の宮城県北部連続地震の災害ごみを受入 (12/5迄 349,440 kg)	
2004	16	10 10/23 新潟地震発生	7 手数料改正経過措置 焼却・埋立処分料 100kg 750円 犬猫等死犬処分手数料 1頭 2,500円	
2005	17	1 自動車リサイクル法施行	2 清掃工場補修工事に伴い 宮城東部衛生処理組合へ 焼却業務委託(2/21~2/28) 4 手数料改正 焼却・埋立処分料 100kg 1,000円 6 清掃工場改良工事に伴い 宮城東部衛生処理組合へ 焼却業務委託(6/6~6/24) 埋立処分場容量確保のため 切替樹高上げ工事 (22,500m3増量)	
2006	18	6 「容器包装リサイクル法」改正 市民清掃時の大型ごみ無料 受入廃止	3 埋立処分場延命化のため 自走式破砕機導入 4 プラ製品・ゴム製品・化学繊維 製品等を可燃ごみとした ・ごみ分別一部変更 ・ごみ指定袋変更	
2007	19	4 「容器包装リサイクル法」施行 (排出抑制促進措置等) 12 「食品リサイクル法」施行	5 プラスチック製容器包装の出し 方保存版を全世帯へ配布 6 塩竈市分別収集計画策定	
2008			10 みやぎレジ袋使用削減取組 協定の締結	

塩 竈 市 の 環 境

平成22年3月 発行

発 行 塩 竈 市

編 集 塩竈市市民生活部環境課

〒985-0006 塩竈市字杉の入裏39番地の47

TEL 022 - 365 - 3377

FAX 022 - 365 - 3379

E-mail: kankyoushi@city.shiogama.miyagi.jp